

稲沢市市民参加条例策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市市民参加条例策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民参加に関する条例の策定を検討するため、稲沢市市民参加条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市の現状や課題を把握し、市民参加に関する条例のあり方等を多角的に協議、検討を行い、素案を作成し、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が特に必要があると認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年又は所掌事務の処理を完了した日までのいずれかとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。